

各務原市専用水道及び簡易専用水道事務取扱要綱

(平成25年3月29日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第3条第6項に規定する専用水道及び同条第7項に規定する簡易専用水道に関する事務処理の適正かつ円滑な運営を図るため、法、水道法施行令（昭和32年政令第336号）及び水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(専用水道確認申請)

第2条 法第33条の申請書は、専用水道布設工事設計確認申請書（様式第1号）とする。

2 法第33条第3項の規定による届出は、専用水道布設工事設計確認申請書記載事項変更届（様式第2号）により行うものとする。

3 市長は、第1項の申請書の内容が法第5条の規定による施設基準に適合するかの確認は、水道水源環境調査票（様式第3号）及び専用水道布設工事設計確認申請審査表（様式第4号）を作成して行うものとし、施設基準に適合することを確認したときは、専用水道布設工事設計確認通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

(専用水道給水開始前届)

第3条 法第34条第1項において準用する法第13条第1項の届出は、専用水道給水開始前届（様式第6号）によるものとする。

2 前項の届出をするときは、水質検査結果書の写し及び水道施設検査書（様式第7号）を添えて、あらかじめ市長に届け出るものとする。

(専用水道使用届)

第4条 給水人口の増加等、新たに専用水道の適用を受けることとなった水道の設置者は、専用水道となった日から起算して30日以内に専用水道使用届（様式第8号）に必要書類を添えて、市長に届け出るものとする。

(専用水道変更届)

第5条 専用水道の設置者は、第2条第1項及び前条に規定する申請書等の記載事項の変更及び添付書類の変更（水道施設の軽微な変更に限る。）を行う場合は、専用水道変更届（様式第9号）に必要書類を添えて、市長に届け出るものとする。

(専用水道廃止届)

第6条 専用水道の設置者は、専用水道を廃止しようとするときは、専用水道廃止届(様式第10号)に必要な書類を添えて、市長に届け出るものとする。

(水道技術管理者設置・変更届)

第7条 法第34条第1項において準用する法第19条第1項の規定により、専用水道の設置者は、水道技術管理者を設置又は変更したときは、水道技術管理者設置・変更届(様式第11号)に必要な書類を添えて、市長に届け出るものとする。

(業務の委託)

第8条 法第34条第1項において準用する法第24条の3第2項の規定による届出は、水道業務委託届(様式第12号)によるものとする。委託に係る契約を変更し、又は解除した場合も、同様とする。

(簡易専用水道設置届)

第9条 簡易専用水道を設置した者は、使用開始後30日以内に簡易専用水道設置届(様式第13号)に必要な書類を添えて、市長に届け出るものとする。

(簡易専用水道変更届)

第10条 簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道の設置届の内容に変更が生じたときは、簡易専用水道変更届(様式第14号)に必要な書類を添えて、市長に届け出るものとする。

(簡易専用水道廃止届)

第11条 簡易専用水道の設置者は、給水を開始した後において当該簡易専用水道を廃止したときは、簡易専用水道廃止届(様式第15号)を市長に届け出るものとする。

(立入検査)

第12条 法第39条第2項の規定により市長が専用水道の立入検査を行うときは、水道及び飲料水供給施設の巡回指導要領について(昭和36年9月4日付環発第134号厚生省環境衛生局長通知)に定められた回数以上行うものとする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、法第39条第3項の規定による簡易専用水道の立入検査を行うものとする。この場合において、市長は、簡易専用水道の設置者から簡易専用水道の管理について必要な報告を徴し、又は当該職員をして施設等に立ち入らせ、検査するものとする。

(1) 設置者から市長に簡易専用水道の管理に係る検査の結果、衛生上特に問題があ

ると認められた旨の報告があったとき。

(2) 市長が特に必要があると認めるとき。

3 市長は、必要に応じて、事前に専用水道の設置者に対して立入検査事前報告書(様式第16号)の作成を依頼し、水道事業管理における一般的確認項目(様式第17号)により現状を把握するものとする。

4 専用水道及び簡易専用水道の立入検査は、水道立入検査表(様式第18号)により行うものとする。

5 市長は、立入検査の結果、専用水道及び簡易専用水道の設置者に対して指導する必要がある場合には、水道立入検査に伴う指導について(様式第19号)を作成し、設置者に交付するものとする。

(改善の指示等)

第13条 市長は、法第36条の規定により改善等を行うべき旨を指示しようとするときは、専用水道又は簡易専用水道の設置者等に弁明の機会を与え、必要な期間を与えるものとする。

2 専用水道又は簡易専用水道の設置者等は、法第36条に規定する指示等を受けた事項について、専用水道に関する改善計画書(改善完了報告書)(様式第20号)又は簡易専用水道に関する改善計画書(改善完了報告書)(様式第21号)を指定の日までに市長に書面で報告するものとする。

3 市長は、前条及び前2項の結果を、水道立入検査台帳(様式第22号)に記入するものとする。

(立入検査の実施状況等の報告)

第14条 市長が実施した専用水道又は簡易専用水道の立入検査の状況等については、岐阜県等より照会があるごとに報告するものとする。

(水質検査実施計画の把握)

第15条 市長は、専用水道の設置者等が事業年度の開始前に策定する検査の計画(水質検査計画)を把握し、必要な指導をするものとする。

(健康診断実施状況の把握)

第16条 市長は、専用水道の設置者等が実施する従事者の健康診断の状況を把握するとともに、従事に不相当と認める者を発見したときは、必要な措置を講ずるものとする。

(協議決定)

第17条 市長は、立入検査等の結果をふまえ、必要な指導を行ったにもかかわらず、専用水道及び簡易専用水道の設置者がその指導に従わない場合等においては、法第35条の規定による認可の取消し、法第36条の規定による改善の指示又は法第37条の規定による給水停止命令等の必要な措置を講ずるものとする。

(事故発生時の措置)

第18条 専用水道又は簡易専用水道の設置者は、水道の断減水、水質汚染事故又は水道施設災害等が発生し、住民等の健康を害し、又は害するおそれが生じた場合は、直ちに市長へ通報するとともに、応急処置等を適切に講ずるものとする。

2 市長は、前項の通報を受けたときは、必要に応じその原因を調査するとともに、設置者に対し必要な措置を指示するものとする。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年9月30日決裁)

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

（宛先）各務原市長

（設置者）

氏名及び住所（法人又は組合の場合は、名称及び代表者の
氏名並びに主たる事務所の所在地）

印

専用水道布設工事設計確認申請書

専用水道の布設工事を実施したいので、水道法第 33 条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 設置者の住所及び氏名

専用水道布設工事設計確認申請書添付書類

第1 水道法施行規則第53条による書類

- 1 居住に必要な水の供給を受ける者の数を記載した書類
- 2 居住に必要な水の供給が行われる地域を記載した書類及び図面
(図面は1/10, 000~1/25, 000)
- 3 水道施設の位置を明らかにする地図
(地図は1/500~1/1, 000として取水、導水、浄水、配水等各施設の配置を明示する。)
- 4 水源及び浄水場の周辺の概況を明らかにする地図
(地図は1/500~1/1, 000)
- 5 主要な水道施設(管きよを除く。)の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
(図面は1/100~1/500とするが、構造詳細図については1/10から1/100)
- 6 導水管きよ、送水管並びに配水及び給水に使用する主要な導管の配置状況を明らかにする平面及び縦断面図
(平面図は1/500~1/1, 000、縦断面図は縦1/200~1/400、横1/500~1/1, 000とする。)

作成上の注意事項

図面は、次の要領により整備するものとする。

ア 図面の目録をつけること。

イ 国土地理院の地形図を用いる場合のほかは、実測図面であること。

ウ 各図面の右隅には、図面番号、事業名、表題、縮尺及び事業者名を記載すること。

エ 図面中に記載する施設の名称は、水道法及び水道施設設計指針に用いられている用語を使用すること。

オ 既設と拡張部分は、色分け又は線の太さ、種類を変える等により明確に区分すること。

第2 工事設計書

- 1 1日最大給水量及び1日平均給水量
 - 1人1日最大給水量 0
 - 1日最大給水量 m^3
 - 1人1日平均給水量 0
 - 1日平均給水量 m^3
- 2 水源の種別及び取水地点
(地番まで記入すること。)
- 3 水源の水量の概算及び水質試験の結果
 - (1) 水量の概算
(例 揚水試験結果書、地質柱状図、流量調査表)
 - (2) 水質試験結果
(原水全項目試験結果書の写し)
- 4 水道施設の概要

5 水道施設の位置、規模及び構造（全施設について明記すること。）

施設名	位置	標高(水位)	規模	構造

6 浄水方法

7 工事の着手及び完了の予定年月日

着手 年 月 日

完了 年 月 日

第3 その他

1 主要な水理計算書

（記載要領）

取水施設から配水幹線の末端に至る次の工種に関する水理計算（規模、容量、型式決定の根拠及び損失水等の計算）の課程及び結果を記載する。

例えば、

井戸の大きさ・深さ・配置、取水門（取水塔）の大きさ・位置、

取水（集水）管きよの大きさ・延長・深さ、

ダム（水道専用の場合）の高さ・有効容量・型式、

凝集池・沈でん池・配水池・圧力水槽の容量・深さ・幅・長さ、

ろ過池のろ過面積・ろ床の厚さ・洗浄方式、

洗浄水槽の容量・高さ・ポンプ容量・管断面の算定等。

なお、配水管の管径決定の際の配水区域ごとの人口及び水量を表わす表を添付するものとする。

2 主要な構造計算書

（記載要領）

主要構造物の主要部材の応力計算、断面の算定等を記載する。

ここでいう主要構造物とは、次をいう。

取水設備、ダム（水道専用の場合のみ）、沈でん池、ろ過池配水池（配水塔、高架タンク及び浄水池を含む。）

年 月 日

（宛先） 各務原市長

（設置者）

氏名及び住所（法人又は組合の場合は、名称及び代表者の
氏名並びに主たる事務所の所在地）

印

専用水道布設工事設計確認申請書記載事項変更届

年 月 日提出の専用水道布設工事設計確認申請書について、次の
とおり記載事項を変更したので、水道法第 33 条第 3 項の規定により届出します。

水道施設	名 称	
	所在地	
変更事項	変更前	
	変更後	
変更理由		
変更年月日		

水道水源環境調査票

調査箇所		市・郡		町・村		番地			
調査年月日		年 月 日 (曜日)		時 分					
天 候		(当日)		(前日)		(現在) 渇水期・降雨期			
水	種 類	表流水、伏流水、湧水、堀井、打こみ井、さく昇水							
	地 層	粘土、砂、砂れき、くろ土、赤土、泥土 (浸透性) 強、中、弱 (地下 mまで浸透)							
	環 境	人家過密地帯、工場地帯、河岸、農村、郊外、山地 高地、低地、畑地、水田地、果樹園							
	天 候	乾燥地、湿地、温暖地、寒冷地 (°C程度) 雨少、雨多、雪少、雪多 (m程度)							
源	汚 染 源	便所 m、	河岸 m、	汚水溜 m、	沼 m	ごみ溜 m、	田 m、	工場排水溝 m、	池 m
	汚染源攻撃	無し ・ が浸透のおそれあり							
	水の観察	(濁度)	(色調)	(浮遊分)	(水温) °C	(色)	(臭気)	(pH)	(煮沸放置時)
水源が井戸の場合	設置年月日	年 月 日 (所有者氏名)							
	水位昇降	渇水期水位 m			降雨期水位 m				
	井 屋	(井屋) 有・無	(井蓋) 有・無	(井桁) 有・無					
	井 壁	コンクリート 土管 鉄管 塩ビ管 石(煉積 空積)素掘							
	井戸の周囲	コンクリート 石たたみ 盛土							
	排水状況	良・否 (逆水のおそれ) 有・無							
	使用人員	人	ろ過清浄装置		有・無	を使用			
給水(予定)人員	人	1日最大給水(予定)量			m ³				
水源周辺図				井戸状況図					
総合判定	良・可・不可			調査者氏名	印				

様式第4号（第2条関係）

審査年月日 _____ 年 月 日

専用水道布設工事設計確認申請審査表 (_____)

根拠法令等	審査項目	留意事項	審査結果	
申請書記載事項	水道法第33条第2項	1. 申請者の住所及び氏名		
		2. 水道事務所の所在地		
		3. 専用水道施設の名称及び所在地		
		4. 工事の種別	◇下記のどちらかを記入 ・専用水道施設の新設工事 ・既設専用水道施設の増設又は改造の工事	
	水道法第33条第4項	1. 1日最大給水量及び1日平均給水量		
		2. 水源の種類及び取水地点		
		3. 水源の水量の概算及び水質検査の結果	◇水利権のある場合は、許可水量及び取水予定量	
			◇その他の場合は、最大取水可能量及び計画取水量	
			◇表流水は、河川濁水量、地下水は、揚水試験結果、地質柱状図等により水量の確実性を説明したもの	
			◇クリプトスポリジウム対策	
		4. 水道施設の概要		
	5. 水道施設の位置、規模及び構造	◇標高及び水位を含む。		
	6. 浄水方法	◇フローで簡潔に明記する。		
	7. 工事の着手及び完了の予定年月日			

申請書添付書類	水道法 施行規則 第53条	1. 水の供給を受ける者の数		
		2. 水の供給が行われる地域及び図面		
		3. 水道施設の位置図		
		4. 水源及び浄水場の周辺図		
		5. 主要な水道施設の構造を明らかにする図面	◇平面図、立面図、断面図及び構造図等で詳細が分かるようにすること。	
		6. 導水管きよ、送水管及び配水管の配置状況の図面		
施設基準	水道法 第5条	1. 取水施設	◇必要量の原水が取水できること。	
		2. 貯水施設	◇必要な貯水量を有していること。	
		3. 導水施設	◇必要量の原水を送水できること。	
		4. 浄水施設	◇原水の水質に応じて、水質基準に適合した浄水が得られる施設であること。	
		5. 送水施設	◇必要量の浄水を送水できること。	
		6. 配水施設	◇必要量の浄水を連続で供給するのに必要な設備を有すること。	
	同条 第2項	1. 水道施設の位置	◇維持管理及び給水の確実性を考慮してあること。	
同上 第3項	1. 水道施設の構造及び材質	◇水圧・土圧・地震力等の荷重に対して耐力を有していること。		
その他	取扱要領	1. 保健所長 進達文	◇副申書添付（含環境調査）	

総合意見

（申請者氏名）

様

各務原市長

専用水道布設工事設計確認通知書

水道法第33条の規定により、 年 月 日付け で申請のあった専用水道の布設工事の設計は、同法第5条の規定による施設基準に適合するものであることを確認したので、同法第33条第5項の規定により通知します。

記

1 施設の名称及び所在地

2 設置者の住所及び氏名

（宛先）各務原市長

（設置者）

氏名及び住所（法人又は組合の場合は、名称及び代表者の
氏名並びに主たる事務所の所在地）

印

専用水道給水開始前届

年 月 日付け で通知のあった専用水道事業について、次のとおり給水を開始したいので、水道法第 13 条第 1 項の規定により届出します。

水道施設	名 称	
	所在地	
着工年月日		
完成年月日		
給水開始年月日		

添付書類

- 1 水質検査結果書写
- 2 水道施設検査書（様式第 7 号）
- 3 水道技術管理者設置届（様式第 11 号）

水道施設検査書

検査員	(資格)	(職)	(氏名)	印
工 事	専用水道事業		新設・増設・改造・工事	
工 期	着工	年 月 日	竣工	年 月 日
検査期間	年 月 日 ~		年 月 日	
検査項目	検 査 結 果			備 考
	項 目	結 果		
能力検査	容量は十分か			
	機械器具の性能は十分か			
	ろ過砂は規定のメッシュか			
	揚水量は十分か			
耐力検査	資材は適格か			
	コンクリート強度は十分か			
	配筋はよいか			
	管の水圧試験は合格か			
漏水検査	コンクリート部位はよいか			
	送水管部位はよいか			
	48時間以上帯水時の水位低下はあるか			
汚染検査	クロスコネクションはないか			
	塩素の消費状況はよいか			
その他検査				
総合結果				

様式第 8 号（第 4 条関係）

年 月 日

（宛先）各務原市長

（設置者）

氏名及び住所（法人又は組合の場合は、名称及び代表者の
氏名並びに主たる事務所の所在地）

印

専用水道使用届

水道法第 3 条第 6 項に規定する専用水道に該当することになりましたので、関係書類を添えて届出します。

記

施設の名称及び所在地

添付書類

専用水道布設工事設計確認申請書（様式第 1 号）の添付書類に準ずる書類

（宛先）各務原市長

（設置者）

氏名及び住所（法人又は組合の場合は、名称及び代表者の
氏名並びに主たる事務所の所在地）

印

専用水道変更届

次のとおり専用水道を変更したいので、届出します。

水道施設	名 称	
	所在地	
変更事項	変更前	
	変更後	
変更理由		
変更年月日		

添付書類

水道施設の変更にあつては、変更後の状況を明らかにした図面

（宛先）各務原市長

（設置者）

氏名及び住所（法人又は組合の場合は、名称及び代表者の
氏名並びに主たる事務所の所在地）

印

専用水道廃止届

次のとおり専用水道を廃止したいので、届出します。

水道施設	名 称	
	所在地	
廃止理由		
廃止年月日		

添付書類

- 1 専用水道布設工事設計確認通知書
- 2 廃止を確認できる資料

(宛先) 各務原市長

(設置者)

氏名及び住所 (法人又は組合の場合は、名称及び代表者の
氏名並びに主たる事務所の所在地)

印

水道技術管理者 設 置
変 更 届

水道法第 1 9 条第 1 項の規定により、水道技術管理者を設置・変更したので、届出
します。

水道施設	名 称	
	所在地	
管 理 者	新	
	旧	
選任(変更)年月日		

添付書類

水道技術管理者を設置した場合には、水道法施行令第 7 条で定める資格を有するこ
とを証明する書面

（宛先）各務原市長

（設置者）

氏名及び住所（法人又は組合の場合は、名称及び代表者の
氏名並びに主たる事務所の所在地）

印

水道業務委託届

水道法第24条の3第2項の規定により、水道の管理に関する技術上の業務を委託・変更・解除したので、届出します。

水道施設	名 称	
	所在地	
* ₁ 水道管理業務受託者 (受託水道業務技術管理者)	氏名及び住所（法人又は組合の場合は、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）	
委託期間		
* ₂ 委託業務変更事項		
変更内容	旧 新	
* ₃ 契約解除期間 及び理由		

注意 *1は委託、*2は変更、及び*3は解除した場合に、該当する欄のみ記入すること。

添付書類

- 1 水道法施行令第9条第3号に定める委託契約書の写し
- 2 受託水道業務技術管理者を選任した場合には、水道法施行令第7条で定める資格を有することを証明する書面

（宛先）各務原市長

（設置者）

氏名及び住所（法人又は組合の場合は、名称及び代表者の
氏名並びに主たる事務所の所在地）

印

簡易専用水道設置届

次のとおり簡易専用水道を設置したので、届出します。

1 建物の概要

施設	名称			
	所在地			
管理者	氏名			
	住所	Tel		
用途	共同住宅・個人住宅・事務所・店舗・学校・工場 病院・旅館・興行場・その他（ ）			
構造	鉄筋コンクリート・鉄骨コンクリート・鉄骨造・木造・その他（ ） 地上 階、地下 階			
竣工年月	年 月	給水開始年月	年 月	
利用者数	居住 名（ 世帯）、出入人数 名、計 名（日平均）			
使用水量	月平均	m ³	水道直結栓	ヶ所
供給を受ける水道名		ビル管法適用	有 ・ 無	
備考				

2 水道施設の概要

		受水槽	高置水槽
設置場所		屋内・屋外・屋上 地上式・地下式・半地下式	屋内・屋外・屋上
材質	本体	ステンレス鋼板・FRP その他 ()	ステンレス鋼板・FRP その他 ()
	内面	ステンレス・合成樹脂 その他 ()	ステンレス・合成樹脂 その他 ()
		合計 m^3 縦横有効水深 m^3 (× ×) m^3 (× ×)	m^3 m^3 m^3 m^3
主な配管材質		ライニング鋼管・鋼管・塩ビ管・その他 ()	
給水方式*			
塩素滅菌機	有・無	防錆剤の使用	有 (品名)・無
消防用水	別・兼用	汚水槽	同一建物に有・同一建物に無

* (例) 受水槽→ポンプ→高置水槽→カラン

3 管理計画

(1) 水槽の清掃

(2) 水質検査

(3) 厚労省令で定める法定検査

添付書類

設置場所及び構造設備等を明らかにする図面

（宛先）各務原市長

（設置者）

氏名及び住所（法人又は組合の場合は、名称及び代表者の
氏名並びに主たる事務所の所在地）

印

簡易専用水道変更届

年 月 日付けで設置届出をした簡易専用水道について、次のとおり
変更したので届出します。

水道施設	名 称	
	所在地	
変更事項	変更前	
	変更後	
変更理由		
変更年月日		

添付書類

構造設備の変更にあつては、変更後の状況を明らかにした図面

年 月 日

(宛先) 各務原市長

(設置者)

氏名及び住所 (法人又は組合の場合は、名称及び代表者の
氏名並びに主たる事務所の所在地)

印

簡易専用水道廃止届

年 月 日付けで設置届出をした簡易専用水道について、次のとおり
廃止したので届出します。

水道施設	名 称	
	所在地	
廃止理由		
廃止年月日		

立入検査事前報告書

名称（法人名）		都道府県名	岐阜県
事業名称		台帳番号	
代表者の氏名		技術管理者名	
直近認可日		創設認可日	
上記目標年度		給水開始日	
項目		認可値	現在値（昨年度実績値）
行政区域内人口（人）			
計画給水区域内人口（人）			
現在給水人口（人）			
普及率（%）			
給水戸数（戸）			
有効水量（m ³ /日）			
有収水量（m ³ /日）			
無収水量（m ³ /日）			
無効水量（m ³ /日）			
一日平均給水量（m ³ /日）			
一人一日平均給水量（リットル/人・日）			
一日最大給水量（m ³ /日）			
一人一日最大給水量（リットル/人・日）			
有収率（%）			
有効率（%）			
負荷率（%）			
公称施設能力（m ³ /日）			
給水原価（円/m ³ ）			
供給単価（円/m ³ ）			
水源別取水量の合計			
表流水（m ³ /日）			
伏流水（m ³ /日）			
地下水（m ³ /日）			
その他（m ³ /日）			
内数：浄水受水（m ³ /日）			
浄水場名	処理方法	浄水場名	処理方法

注1) 浄水処理方法については下記の番号の中から該当する数字を記入してください。

- 1：急速ろ過施設、2：緩速ろ過施設、3：膜ろ過施設、4：除鉄・マンガン処理、
- 5：消毒のみ、6：その他

注2) 取水量の現在値は、昨年度の一日最大給水量の日の取水量を記入してください。

注3) 水道用水供給事業の場合は、現在給水区域内人口、普及率、給水戸数は未記入でも結構です。

1. 資格関係	回 答
<p>【水道技術管理者】</p> <p>①水道技術管理者の任命基準はあるか。また現在の水道技術管理者は資格を満たしているか。</p> <p>②水道技術管理者の職務内容について特に気をつけている点は何かありますか。</p> <p>【布設工事監督員・業務】</p> <p>③布設工事監督者の指名はどのようにされているか。また、資格要件は満たしているか。</p> <p>④工事監督者の業務は明文化されているか。また、責任の所在は明確になっているか。</p> <p>⑤工事監督業務を第三者に委嘱しているか。委嘱している場合は、責任区分はどのように定めているか。また、その選定基準はどのようなものか。</p> <p>【その他】</p> <p>⑥技術向上のための研修、講習を実施しているか。実施している場合は研修名などを記載してください。</p>	

2. 認可手続き関係	回 答
<p>①変更認可の対象となる事項はないか。 (給水区域の拡張、給水人口又は給水量の増加、水源の種別・取水地点・浄水方法の変更)</p> <p>②事業認可内容と現在の施設の整合性に問題はないか。また事業認可の各施設整備の進捗状況はどうか。</p> <p>③届出の状況はどうか。 (給水開始前届、料金変更届、記載事項変更届、第三者委託届等)</p>	

3. 施設管理関係	回 答
<p>【全般】</p> <p>①水道施設の竣工検査は、水道施設の技術的基準を定める省令に沿った検査となっているか。また誰がどのように確認しているか。</p> <p>②施設の整備、作動状況は良好か。また予備施設、設備は直ちに使える状況にあるか。</p> <p>③保守点検の実施状況はどうか。</p> <p>④浄水施設、送配水施設などの運転手引書は整備されているか。</p> <p>⑤浄水場等の管理日誌、作業日誌などはどのようなになっているか。</p> <p>⑥施設図、配管図等は常に更新されているか。また保管方法、保管場所はどうか。</p> <p>【個別】</p> <p>⑦取水量は計画水量を超えていないか。また水源の許可書等は適切に、申請・管理・更新しているか。</p> <p>⑧浄水場等から排出される排水の処理方法はどうか。また汚泥の処分先は適切であるか。</p> <p>⑨石綿セメント管、鉛管、老朽管の延長はどれくらいあるか。また更新計画はあるか。</p> <p>⑩鉛給水管の把握状況はどうか。</p> <p>⑪漏水調査を計画的に実施しているか。</p>	

4. 衛生管理	回 答
<p>①健康診断の受診項目を記載してください。</p> <p>②健康診断は年間どの程度、実施しているか。また診断に関する記録は何年間保存しているか。</p> <p>③健康診断の受診者はどのように選定しているか。</p> <p>④水道施設の汚染防止に努めているか。</p> <p>⑤防護柵、施錠、関係者以外の無断立入を禁ずる表示等はどのようなところで行っているか。</p> <p>⑥給水栓における水が、遊離残留塩素濃度0.1mg/l（結合残留塩素の場合は0.4mg/l）以上を保持するように適切に塩素消毒の管理確認を行っているか。</p> <p>⑦消毒設備は消毒が中断しないように、どのように確認を行っているか。</p> <p>⑧塩素注入点は、どのようなところを選定しているか。</p>	

5. 水質関係（水質検査編）	回 答
<p>①水質検査結果はどうであったか。 過去3年間において、基準値の1/10を超える項目はあるか。</p> <p>②水質管理目標設定項目、要検討項目の検査を行っているか。また検査結果はどうであったか。</p> <p>③過去の水質検査に関する記録はどのように活用しているか。また過去何年分保存しているか。</p> <p>④水質検査項目の内、委託している検査はあるか。委託している場合は委託先と検査項目数を記入してください。また委託している場合、委託先はどのように選定しているか。</p> <p>⑤水質検査の採水実施場所は、どのようなところを選定しているか。（検査当日図面で確認します。）また採水で気を付けていることはあるか。</p> <p>⑥臨時の水質検査はどのような場合に行うべきであると考えているか。昨年実施しましたか。（回数）</p> <p>⑦水質検査における精度管理（内部、外部）はどのように行っているか。（水質検査を委託している場合はどのように確認しているか。）</p>	

5. 水質関係（水質管理編）	回 答
<p>①水源付近及びその後背地域において、汚染源及び汚染源となるおそれのある工場、事業場等の状況等についてどのように把握しているか。（マップの作成、連絡体制の整備等）</p> <p>②原水にクリプトスポリジウムの汚染の恐れがある施設はあるか。</p> <p>③上記のうち、対策の実施状況はどうなっているか。</p> <p>④汚染の恐れ判断として、指標菌の検査は実施しているか。</p> <p>⑤浄水からクリプトスポリジウム等が検出された場合の対応について整備しているか。</p>	

6. 危機管理対策関係	回 答
<p>【全般】</p> <p>①情報収集、連絡体制の整備状況はできているか。(地域住民、関係水道事業者、関係行政機関等)</p> <p>②危機管理マニュアル類の整備状況はどうか。</p> <p>③給水停止措置等の緊急対応の指揮命令系統は明確となっているか。</p> <p>④応急復旧体制、応急給水体制は確立されているか。</p> <p>⑤給水車、給水タンク等の整備状況はどうか。</p> <p>⑥危機管理時の近隣市町村等との連携のための対策を何か講じているか。</p> <p>⑦緊急事態の対応の訓練等はどうしているか。</p> <p>⑧危機管理時の住民への対策を適切に講じているか。(給水ポイントの選定、広報活動のあり方など)</p> <p>【個別】</p> <p>⑨危機管理対策として水質事故に関する対策を実施しているか。(水源監視、水質監視検知システム、施設警備、施設改善など)</p> <p>⑩薬剤等の保管、管理状況は適切になされているか。</p> <p>⑪地震対策として、耐震診断等により水道施設の耐震性能を把握しているか。耐震化計画を策定したか。</p>	

6. 危機管理対策関係	回 答
<p>⑫停電時における対策についてはどうか。また、停電時に配慮した水道施設の整備がなされているか。</p> <p>⑬漏水事故等に備え資機材の保有・確保はどのように行っているか。</p>	

7. 住民対応関係	回 答
<p>① 年度に予定している情報提供の項目を教えてください。</p> <p>② 年度に予定している住民参加の取組はありますか。(パブリックコメント、モニター制度、防災訓練等)</p> <p>③過去5年以内で、給水の停止の実績はあるか。また、停止の理由は何か。</p> <p>④給水停止を実施する場合どのように処理していますか。(料金未納時、工事に伴う断水時、緊急時それぞれ回答してください)</p> <p>⑤上記、給水停止を実施する場合マニュアル等がありますか。</p> <p>⑥異臭味の苦情を昨年受けたことがあるか。また対処、対策はどのように行ったか。</p> <p>⑦湧水時における住民対策として、対策・対応体制について整備していますか。</p>	

様式第17号（第12条関係）

水道事業管理における一般的確認項目

1. 水質基準の遵守状況（法第4条、第20条関係）

- 水質検査結果は水質基準（水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号））を満たしているか。
- 過去5年間の水質検査に関する記録は保存されているか。
- 水質検査を委託している場合、委託先機関は適切であるか。
- 水質検査の回数は、法定の回数を実施されているか。特に検査回数の減を行っている場合、その検査頻度は適切であるか。
- 水質検査の実施場所は、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所として適切であるか。
- 臨時の水質検査が必要となるような状況は生じていないか。生じていると認められる場合、水質検査を行っているか。
- 水質検査における精度管理は適切に行われているか。

2. 施設基準（法第5条関係）

- 事業認可内容との実際の施設の整合性はとれているか。
- 事業認可内容と実際の施設が異なる場合、その理由は何か。
- 事業認可の各施設整備の進捗状況はどうなっているか。
- 水道の各施設は、原水の質及び量、地理的条件並びに当該水道の形態等に応じ、適切な要件を備えた各施設が配置され、かつ、給水の確実性が考慮されているか。
- 水道施設の構造及び材質は、自重、積載荷重、水圧、土圧、風圧、地震力、積雪荷重、氷圧及び温度応力等の荷重や外力に対して、構造上安全で、かつ、耐久性があるか。また、併せて漏水がなく、かつ外部からの汚染や資材からの汚染のおそれのない構造、材質のものとなっているか。
- 水道施設は水道施設の技術的基準を定める省令（平成12年厚生省令第15号）を満たしているか。

3. 技術者による布設工事の監督（法第12条関係）

- 布設工事監督者は適切に指名されているか。
- 布設工事監督者は資格要件を満たしているか。
- 工事監督者が適正に実施しうるよう、監督者及びその補助者の組織が整備されているか。また、監督の業務が定められ、責任の所在が明確化されているか。
- 工事の施工を委託して行う場合は、水道事業者の責任区分が明確化されているか。

4. 給水開始前検査（法第13条関係）

- 水質検査及び施設検査の結果が5年間保存されているか。
- 検査項目は適切に実施されているか。
- 検査の結果は基準を満たすものであったか。満たしていない場合は、適切な措置がなされているか。
- 必要に応じて、水源、配水池及び浄水池等についても検査がなされているか。
- 給水前検査の実施に関し、検査内容等が明記されている検査に関する規則が整備されているか。

5. 給水義務（法第15条関係）

- 給水の停止等の実績はあるか。ある場合、停止の根拠は適切であるか。
- 法第15条第2項に基づく給水停止を実施した場合には、給水停止の区域及び期間をあらかじめ関係者に通知を行っていたか。

6. 水道技術管理者（法第19条関係）

- 水道技術管理者は適切に指名されているか。
- 水道技術管理者は資格要件を満たしているか。
- 水道技術管理者は、以下に掲げる事項に関する事務に従事し、及びこれらの事項に従事する他の職員を監督しているか。
 - 水道施設が、法第5条の規定による施設基準に適合しているかどうかの検査
 - 法第13条第1項の規定による水質検査及び施設検査
 - 給水装置の構造及び材質が、法第16条の規定による政令で定める基準に適合しているかどうかの検査
 - 法第20条第1項の規定による水質検査
 - 法第21条第1項の規定による健康診断
 - 法第22条の規定による衛生上の措置
 - 法第23条第1項の規定による給水の緊急停止
 - 法第37条前段の規定による給水停止

7. 健康診断（法第21条関係）

- 過去1年間の健康診断に関する記録は保存されているか。
- 健康診断の回数は法定の回数（概ね6月ごと）を実施されているか。
- 臨時の健康診断が必要となるような状況は生じていないか。生じていると認められる場合、健康診断を行っているか。

8. 衛生上の措置（法第22条関係）

- 取水場、貯水池、導水きょ、浄水場、配水池及びポンプ井は常に清潔にし、水の汚染防止が十分になされているか。
- 前述の施設には、鍵を掛け、柵を設ける等、みだりに人畜が施設に立ち入って水が汚染されるのを防止するのに必要な措置が講じられているか。また、し尿を用いた耕作や家畜の飼育等がなされていないか。
- 給水栓における水が、遊離残留塩素濃度 0.1mg/l（結合残留塩素の場合は 0.4mg/l）以上を保持するように適切に塩素消毒が行われているか。
- 消毒設備は消毒が中断しないよう常に整備し、事故に備えて予備が備えられているか。
- 塩素注入場所は、塩素が十分に混合するようなところが選ばれているか。
- 水源付近及び供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合には、給水栓における水の遊離残留塩素濃度は 0.2mg/l（結合残留塩素の場合は 1.5mg/l）以上を保持するように適切に塩素消毒が行われているか。

9. 情報提供（法第24条の2関係）

- 水道の需要者に対して、積極的に情報を提供しているか。

提供すべき情報は以下のとおりであるか。

- 水質検査の計画及び結果や水道水の安全性に関する事項
- 第三者委託の内容を含む水道事業の実施体制に関する事項
- 水道事業に要する費用や料金負担等のコストに関する事項
- 給水装置や貯水槽水道の管理に関する事項

10. 届出について

- 給水開始前届（法第13条）
- 水道技術管理者設置届（法第19条第1項）
- 業務委託届（法第24条の3第2項） など

11. その他

①水道水質管理について

- 水源付近及びその後背地域において、汚染源及び汚染源となるおそれのある工場及び事業場等の状況等について把握がなされているか。
- 水源が汚染されるおそれのある水道事業等においては、水道原水による魚類の飼育、水質自動監視機器等により、水質汚染の早期発見のための措置がなされているか。

②施設管理関係事項

- 浄水場等から排出される汚水及び汚泥の処理処分等は、関係法規に基づき適切になされているか。
- 定期的な水道施設の検査がなされているか。異常状態が発見されていないか。
- 異常状態が発見されていた場合は、直ちに詳細な検査を行い、補修・改善等を含む適切な措置がなされているか。
- 漏水防止対策についての年次計画が策定されているか。
- 老朽管の更新について、積極的に実施がなされているか。特に石綿セメント管について、計画的な更新に努めているか。

③危機管理対策等

- 渇水時における対応方策等について、昭和49年7月19日環計第36号厚生省環境衛生局水道環境部長通知「渇水対策について」等に基づき、適切に実施されているか。
- 水質事故時における当該事業者内での連絡・対応体制の整備並びに地域住民、関係水道事業者及び関係行政機関への連絡・対応体制は整えられているか。
- 地震対策として、水道施設の耐震化等が計画的に進められているか。また、地震等災害時における、当該事業者内での連絡・対応体制の整備、地域住民、関係水道事業者及び関係行政機関への連絡・対応体制は整えられているか。
- 停電時における対策について、当該事業者内での連絡・対応体制の整備、地域住民、関係水道事業者及び関係行政機関への連絡・対応体制は整えられているか。また、停電時に配慮した水道施設の整備等がなされているか。

④その他

- 料金設定、経営収支について検討しているか。
- 水道料金値上げについての考え方について。
- 必要な投資額は確保されているのか。
- その他課題はあるのか。

様式第18号（第12条関係）

水道立入検査表

項 目	内 容
立入検査日	年 月 日
立入検査者	各務原市
応対者	
設置者名	
水道名	
水道の種類	専用水道 ・ 簡易専用水道
水道技術管理者	
検査項目（注）	適・不適（不適の場合は、具体的に記入）
1 水質基準の 遵守状況	
2 施設基準	
3 技術者による布設 工事の監督	
4 給水開始前検査	
5 給水義務	
6 水道技術管理者	

検査項目（注）	適・不適（不適の場合は、具体的に記入）
7 健康診断	
8 衛生上の措置	
9 情報提供	
10 届出	
11 その他 ①水道水質管理 ②施設管理関係事項 ③危機管理対策等 ④その他	

注) 検査項目は、別紙「水道事業管理における一般的確認項目」に基づくこと。

設置者

様

各務原市長

水道立入検査に伴う指導について

年 月 日、水道法第39条の規定により立入検査を実施したところ、
下記のとおり不備が認められましたので、改善されるよう指導します。
なお、改善計画（措置）について、 月 日までに報告願います。

記

1 水道施設の所在地及び名称

2 改善指示事項

（宛先）各務原市長

（設置者）
住所（所在地）

氏名（名称） 印

専用水道に関する改善計画書（改善完了報告書）

年 月 日、水道法に関する不備の指摘を受けましたが、下記のとおり改善します（改善しました）ので、報告します。

記

- 1 水道施設の所在地及び名称
- 2 改善指示事項
- 3 改善計画（改善実施）内容
- 4 改善予定（改善完了）日

（添付書類）改善内容を示す図面、写真等

（宛先）各務原市長

設置者
住 所

氏 名 印

簡易専用水道に関する改善計画書（改善完了報告書）

年 月 日、簡易専用水道の管理に係る検査の結果、衛生上問題があるとして指摘を受けましたが、下記のとおり、改善します（改善しました）ので、報告します。

記

1 簡易専用水道施設 所在地

名 称

2 登録検査機関からの改善指示事項

3 改善計画（改善実施）内容

4 改善予定（改善完了）日

（添付書類）改善内容を示す図面、写真等

様式第22号（第13条関係）

水道立入検査台帳

市町村名 _____ (経営 公・私 管理 公・私)
 施設区分 _____ 型
 水道名 _____ 専用水道・簡易専用水道
 技術管理者 _____ 技術管理補助者 _____

立入検査項目	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
1 水質基準の遵守状況					
2 施設基準					
3 技術者による布設工事の監督					
4 給水開始前検査					
5 給水義務					
6 水道技術管理者					
7 健康診断					
8 衛生上の措置					
9 情報提供					
10 届出					
11 その他 ①水道水質管理 ②施設管理関係事項 ③危機管理対策等 ④その他					
備 考 1) 立入検査項目の適否について、記入すること。(不適の場合は、具体的に記入すること。) 2) 検査項目は、別紙「水道事業管理における一般的確認項目」に基づくこと。					

